

辛夷会（東京学芸大学附属高等学校同窓会）

2024 年度幹事会 資料目次

	掲載ページ
<幹事会次第>	2
<決議事項>	
・議案 1	
辛夷会 2023 年度決算案・2024 年度予算案	3
決算・予算案に関する補足説明	4
（参考）繰越金の推移	5
2023 年度決算 会計監査結果	6
・議案 2	
武田佐知子会長の辞任及び川合眞紀理事の選任	
会長候補・川合眞紀理事の紹介	7
・議案 3	
会則の改正	
会則改正要綱・補足説明	9
会則改正案	11
現行会則	18
<報告事項>	
2023 年度活動報告	24
2024 年度活動計画	26
<その他説明事項>	
辛夷会組織・活動のご案内	28
会員活動支援費について	32

2024年4月27日

2024年度辛夷会（東京学芸大学附属高等学校同窓会）幹事会

【次第】

◎ 開会の辞

- 1 会長開会挨拶
- 2 出席役員・サポーター紹介
- 3 出席幹事紹介
- 4 決算報告・予算案承認【幹事会承認事項1】（事前投票結果報告）
- 5 会長改選【幹事会承認事項2】（事前投票結果報告）
- 6 会則改正【幹事会承認事項3】（事前投票結果報告）
- 7 活動報告・活動計画
- 8 その他報告等
- 9 意見交換

◎ 閉会の辞

（幹事会終了後、懇親会を行います）

・議案 1

2023年度卒業会決算案・2024予算案 資料

2024.04.27幹事会

2023.4.1～2024.3.31						2024.4.1～2025.3.31			
収入の部	費目	2023予算	3/31	予算比	備考	費目	2024予算	備考	
	収入の部	入会金	4,620,000	4,620,000	0	23期305人 運会員3人	入会金 69期	4,815,000	321名
会費		3,820,000	4,092,500	272,500	運金差引替	会費	3,820,000		
行事収入		730,000	1,121,000	391,000	運金差引替	行事収入	1,400,000		
受取利息		390	534	144		受取利息	390		
雑収入		名簿負担金	0	4,000	4,000		雑収入	名簿負担金	0
		グッズ売上	50,000	149,000	99,000			グッズ売上	100,000
		協賛金	350,000	360,000	10,000			協賛金	360,000
		トイレ改修寄付				寄付分下配			
その他		0	154,000	154,000		その他	0		
合計		9,570,390	10,501,034	930,644		合計	10,495,390		
前期繰越	33,508,741	33,508,741	0		前期繰越	31,128,219			
	43,079,131	44,009,775	930,644			41,623,609			
支出の部	会報制作	印刷費	250,000	240,700	-9,300	会報制作	印刷費	250,000	
		編集制作費	330,000	330,250	250		編集制作費	330,000	
		梱包発送料	3,800,000	3,759,252	-40,748		梱包発送料	3,700,000	
		小計	4,380,000	4,330,202	-49,798		小計	4,280,000	
	会員データ管理	編集制作費	0	0	0	会員データ管理	編集制作費	0	
		電子帳印刷費	0	0	0		電子帳印刷費	0	
		維持管理費	200,000	35,860	-164,140		維持管理費	100,000	
		梱包発送料	0	0	0		梱包発送料	0	
	小計	200,000	35,860	-164,140	小計	100,000			
	HP	維持管理費	1,270,000	657,911	-612,089	HP	維持管理費	770,000	
		メール配信	310,000	303,600	-6,400		メール配信	340,000	
		改善費	300,000	3,051,400	2,751,400		改善費	220,000	
		小計	1,880,000	4,012,911	2,132,911		小計	1,330,000	
	行事費	総会	1,600,000	2,105,540	505,540	行事費	総会	2,350,000	
		卒業参加	300,000	257,890	-42,110		卒業参加	400,000	
		リユニオン	600,000	0	-600,000		リユニオン	300,000	
		交流会	5,000	9,276	4,276		交流会	20,000	
	小計	2,505,000	2,372,706	-132,294	小計	3,070,000			
	幹事会通知通信費	20,000	9,135	-10,865	幹事会通知通信費	10,000			
	会員活動支援費	600,000	430,000	-170,000	含成人税	会員活動支援費	600,000		
	会議費	12,000	150,462	138,462	会議費	200,000			
	総務費	総務費	150,000	172,115	22,115	総務費	総務費	150,000	
		会費収納費	721,000	437,836	-283,164		会費収納費	270,000	
トイレ改修寄付				寄付分下配					
事務センター	554,600	101,020	-453,580	事務センター	262,120				
備品費	300,000	250,309	-49,691	備品費	200,000				
母校生徒活動支援費	100,000	430,000	330,000	含タイ旅費	母校生徒活動支援費	400,000			
グッズ売り上げ金額寄付	50,000	149,000	99,000	グッズ売り上げ金額寄付	100,000				
合計	11,472,600	12,881,556	1,408,956	合計	10,972,120				
次期繰越	31,606,531	31,128,219	-478,312	次期繰越	30,651,489				
計	43,079,131	44,009,775	930,644	計	41,623,609				

2024単年度収支 **-476,730**

	2022年度	2023年度
トイレ改修寄付		
受け入れ	16,849,641	2,648,000
事務センター寄付分手数料	149,159	131,925
夏工事分寄付		6,458,100
振込手数料		550
差引次期繰越		12,757,907

次期繰越金額(31,128,219+12,757,907) **43,886,126**

「附属未来基金」寄付預り残高 **347,000**

辛夷会 2023 年度決算・2024 年度予算案補足説明

●2023 年度決算

2023 年度においては、辛夷会総会・懇親パーティーを、新型コロナウイルス感染拡大以前とほぼ同じ態様で大手町サンケイプラザホールにて開催することができた。辛夷祭についても、コロナ前と同様に「ふれあいの部屋」として参加。

収支は 238 万円余の赤字（「トイレ洋式化寄付」分を除く）となった。

・入会金、会費（収入）

2023 年度卒業の 68 期生 305 人及び入会希望の準会員 3 人から一人あたり 1 万 5000 円の入会金の納入を受けた。会員からの年会費については、予算額を約 27 万 2,500 円上回った。

・HP 関連（支出）

改修された辛夷会のホームページにおいて、クレジットカード等による会費納入が可能な機能が加わり、さらなる内容充実とセキュリティの向上に努め、予算を上回る支出となった。

・トイレ洋式化改修寄付

26 台の便器を洋式化することを目指して寄付を募った結果、19,497,641 円（クレジットカード手数料差引前）のご寄付が寄せられ、この一部を用いて一部の工事が完了した。
※決算について、4 月 13 日に楠本維大（33 期）・会計監査の監査を受け承認を得た。

●2024 年度予算

・会報制作（支出）

梱包送料については、発送費の値上げが予想されるところ、安価な手段の適用について検討することとし、370 万円を計上した。

・行事収入（収入）行事費/総会（支出）

総会に伴う懇親パーティーをコロナ前と同様に実施することを前提として計画し、行事収入予算を 140 万円、支出（総会）を 235 万円計上することとした。

・HP 関連（支出）

辛夷会 HP の維持管理費など、133 万円の予算を計上する。

・行事費/辛夷祭参加（支出）

辛夷祭において「ふれあいの部屋」としての参加を前提に、40 万円を計上した。

・総務費/総務費（支出）

2023 年度支出予算「総務費」中の細目「会費収納費」27 万円は会費の口座振替などの手数料、「事務センター」26 万 2120 円は一般社団法人「辛夷会事務センター」運営にかかる経費などを計上。

以上

(参考) 繰越金の推移

	収入	支出	収支	繰越	備考
2014	7,351,218	13,435,943	-6,084,725	30,610,381	CD,紙名簿作成
2015	4,672,266	9,001,917	-4,329,651	26,280,730	3年会費3年目
2016	14,031,122	8,713,932	5,317,190	31,597,920	3年会費1年目
2017	9,129,534	9,580,269	-450,735	31,147,185	
2018	7,615,182	10,781,494	-3,166,312	27,980,873	3年会費3年目 CD名簿作成
2019	8,671,958	9,049,324	-377,366	27,603,507	年会費移行
2020	9,391,035	7,024,587	2,366,448	29,969,955	行事等なし
2021	9,392,390	6,118,759	3,273,631	33,243,586	行事等なし
2022	9,521,411	9,256,256	265,155	50,209,223	総会開催
	16,849,641	149,159	16,700,482		トイレ改修寄付
2023	10,501,034	12,881,556	-2,380,522	43,886,126	総会開催
	2,648,000	6,590,575	-3,942,575		トイレ改修寄付

2023年度決算

2023.4.1-2024.3.31

収入の部	
入会金	4,620,000
会費	4,092,500
行事収入	1,121,000
受取利息	534
会報誌協賛金	360,000
雑収入	307,000
小計	10,501,034
前期繰越金	33,508,741
合計	44,009,775

支出の部	
会報制作	印刷費 240,700 編集制作費 330,250 梱包発送料 3,759,252
	4,330,202
会員データ管理	維持管理費 35,860 梱包発送料 0
	35,860
ホームページ維持管理	4,012,911
行事費	総会 2,105,540 辛夷祭 257,890 リュニオン 0 交流会等 9,276
	2,372,706
幹事会通信費	9,135
会員活動支援費	430,000
会議費	150,462
総務費	609,951
備品費	250,309
辛夷会事務センター費用	101,020
母校活動支援費	579,000
小計	12,881,556
次期繰越金	31,128,219
合計	44,009,775

特別の部	
トイレ改修寄付繰越(経費差し引き後)	16,700,482
トイレ改修寄付預り収入	2,648,000
寄付クレジット手数料支出(事務センター費用)	131,925
工事費寄付	6,458,650
	12,757,907
次期繰越金総額	43,886,126

以上調査の結果、適正と認めます。

2024年 4月 / 日

会計監査

楠本維大



・議案 2

武田佐知子会長の辞任及び川合眞紀理事の選任

<現会長の辞任について>

辛夷会会長・武田佐知子です。

私は昨年 4 月の幹事会において 2 年の任期として会長に任命されましたので、本来もう一年会長を務めるべきところですが、後任として、数々の賞を受賞している科学者であり、東大教授、理化学研究所の理事や分子科学研究所の所長として組織運営の経験も豊富な川合眞紀理事が次期会長就任を快諾してくれたことから、来年を待たず本年 4 月をもって辞任し、川合新会長に辛夷会の運営を委ねるべきであると考えました。会員、幹事の皆様にはご理解を賜りますようお願い申し上げます。

<次期会長候補紹介>

川合眞紀(かわい まき) 旧姓高木

- ・卒業期・クラス 14期 A 組
- ・所属していたクラブ・委員会 陸上競技部
- ・現職 大学共同利用機関法人・自然科学研究機構長
国立研究開発法人・科学技術振興機構・研究開発戦略センター長
日本学士院会員
(東京大学名誉教授, 理化学研究所名誉研究員, 文化功労者)
- ・略歴 東京大学大学院理学系研究科博士課程修了(化学専攻), 東京工業大学客員教授,
理化学研究所主任研究員, 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授,
理化学研究所理事, 分子科学研究所長, 日本学術会議会員, 日本化学会会長
- ・主な受賞歴 猿橋賞, 日本表面科学会賞, 日本化学会賞, 文部科学大臣表彰, 紫綬褒章,
日本学士院賞, 岡崎市栄誉市民賞, Humboldt Research Award, Honorary Fellow
Royal Society of Chemistry, L'Oréal-UNESCO Women in Science Award,

・自己紹介

学問の専門は表面科学。固体の表面を反応場とする化学反応を研究していました。卒業論文と修士論文は「触媒化学」, 排気ガス中に含まれる酸化窒素の還元反応の反応機構を論じました。酸化物触媒に吸着する分子の状態を振動分光法を用いて解明する実験研究です。博士論文では実用的な触媒から離れ、より基礎的な分子の吸着状態を論じました。東大で博士の学位を取得した後は博士研究員を 5 年務めました。この間に産官学の研究機関を 4箇所点々とし、6 年目に入ろうという時に理化学研究所の研究員に採用されました。その後

は順調にキャリアを重ね、東京大学を定年で退職する前の 20 年ほどは、走査トンネル顕微鏡を用いて金属表面に吸着した分子を対象として「単分子分光」の研究に勤めました。その後は研究現場を離れ研究所の運営に携わっています。日本は少子高齢化の先進国になりました。活気ある繁栄を続けるか、ゆるゆると坂を下りながらも尊敬される国を目指すか岐路に立たされています。国際的に開かれた国として繁栄を続けるために。個を尊重する国であってほしいと願っています。

・同窓会に対する思い

武田佐知子会長の跡を継ぎ、附高同窓生の共感・共同体意識の醸成を目指します。

附高のたて・よこ・ななめの仲間をつないだネットワーク創りを継続します。辛夷祭の「同窓会ふれあいの部屋」、会報誌『泰山木』の特集「この人も同窓生!」、オンラインで全世界の附高同窓生を結ぶ会合など、コロナ禍を経てより強い結びつきが出来たことを生かしていきたいと考えています。

武田会長の呼びかけで附高の資料の収集と整備に着手しました。現職の先生方のお力添えで資料室の整理が始まりました。附高は今年で創立70周年を迎えます。高校に保存されている資料に加え、卒業生が個人的に保管している資料も多くあり、それら全てが附高の歴史を考える上で大事な資料です。同窓会でそれら貴重な資料の保管を行います。歴史ある資料の保存に造詣の深い同窓生の皆様にお力添えいただき進めたいと考えております。

高校教育をめぐる環境が変わりつつあります。東京都は私立学校を含む授業料の無償化を始めました。一方で、施設整備などについて国立大学の附属高校を取り巻く環境はますます厳しい状況にあります。施設整備の一助として一昨年にトイレ募金を行いました。老朽化した建物の対策のほんの一例です。同窓会は在校生や附高の「今」にも目を向け、より良い環境を維持するための一助となる活動を続けようではありませんか。

・議案 3

会則の改正

会則改正要綱

- 1 目的及び事業として「本校の運営と生徒の活動に対する支援」を加える。
改定 第2条、第4条（現行 第2条、第4条）
- 2 会員は入会金及び年度会費を納入するものとする旨を規定する。
改定 第6条（新設）
- 3 総会、幹事会及び理事会の招集に関する規定を整備する。
改定 第10条、第15条、第21条（現行 第10条、第13条、第16条）
- 4 議決権行使に関する規定を整備する。
改定 第11条（新設）
- 5 幹事会における提案権の規定を整備する。
改定 第16条（新設）
- 6 理事及び役員の選任及び任期に関する規定を整備する。
改定 第22条、第28条、第29条（現行 第7条、第23条、第24条）
- 7 クラス幹事の性別指定を削除する。
改定 第31条（現行 第29条）
- 8 会則改正に関する規定を整備する。
改定 第37条（現行 第35条）
- 9 その他用語の適正化等、所要の修正を行う。

- 10 改定会則は幹事会での承認をもって施行する。

<補足説明>

項目 1

既に「和式トイレの洋式化」や「母校生徒活動支援費制度」などにより、本校の運営と生徒の活動に対する支援の実績があるが、これを辛夷会の目的及び事業であることを明記する。

項目 2

現行会則では第 31 条に「本会の経費は入会金・年額会費・事業収入その他の収入によりこれを支弁する」との規定があるものの、会員による入会金・年額会費の納入についての規定がないことから、これを明記する。

項目 3

現行会則では、会員又は幹事からの請求に基づいて、総会及び幹事会を招集する場合の要件を、会員又は幹事の総数に対する比率をもって規定しているが、会員、幹事の数が多い数となっていることから、比率でなく実数で規定する。

項目 4

書面や電磁的方法による議決権行使が可能であることを明記するなど、議決権行使についての規定を整備する。

項目 5

10 名以上の幹事又は 30 名以上の会員（特別会員を除く。）が請求した場合には、幹事会に議題や議案を提案しなければならないことを規定し、幹事や会員による直接的なガバナンス機能の向上を図る。

項目 6

会長候補者を含めた全ての理事について幹事会で選任するとともに、任期の明確化を図る。なお、会長は、理事の中から、理事会の決議によって選定する。

項目 7

現行会則では各クラスから幹事を男女 1 名ずつ選出することとしているが、性別を限定する必要はないのでこれを改める。

項目 8

会則改正は、重要な意思決定であることから、幹事会において、過半数ではなく 3 分の 2 の多数で決するものとする。

改正後の会則

辛夷会（東京学芸大学附属高等学校同窓会）会則

第1章 総則

第1条 （名称）

本会は辛夷会と称する。

第2条 （目的）

本会は会員相互の好誼を篤くし親睦をはかるとともに東京学芸大学附属高等学校（以下「本校」という。）の運営と生徒の活動を支援することを目的とする。

第3条 （本部）

本会の本部は本校（東京都世田谷区下馬四丁目1番5号）内に置く。

第4条 （事業）

本会は次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流と親睦を図る事業
- (2) 会員情報の管理
- (3) 会報の発行
- (4) 本校の運営と生徒の活動に対する支援
- (5) その他 本会の目的に沿う事業

第5条 （会員）

本会は次の会員より成る。

- (1) 普通会員 本校卒業生
- (2) 特別会員 本校現旧教職員
- (3) 準会員 その他本会に入会を希望する者で理事会の承認を受けたもの。

第6条 （会費）

会員は、入会金及び年度会費を支払うものとする。

- 2 入会金及び年度会費の金額の決定及び変更は、幹事会の決議によらなければならない。
- 3 入会金及び年度会費の減免は、理事会の決議によらなければならない。

第2章 組織

第1節 構成

第7条 (機関)

本会は会の目的達成のために次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 幹事会
- (3) 理事会

第2節 総会

第8条 (構成)

総会は普通会員及び準会員全員によって構成される。

第9条 (機能)

総会は本会の最高議決機関である。

第10条 (招集)

定例総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

- 2 総会は、必要がある場合には、いつでも招集することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序に従い他の理事がこれにあたる。
- 4 次のいずれかの場合、会長は、総会を招集しなければならない
 - (1) 理事会が決議した場合
 - (2) 100名以上の幹事の請求があった場合
 - (3) 300名以上の会員（特別会員を除く。）の請求があった場合

第11条 (議決権の行使)

普通会員及び準会員は、当会の他の普通会員又は準会員1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合においては、当該普通会員及び準会員又は代理人は、委任状を本会に提出しなければならない。

- 2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。
- 3 第一項の普通会員若しくは準会員又は代理人は、委任状に代えて、委任状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 4 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、本会に提出して行う。

- 5 電磁的方法による議決権の行使は、議決権行使書面に記載すべき事項を、理事会が定める電磁的方法により本会に提供して行う。
- 6 前2項の規定により書面又は電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した普通会员又は準会員の議決権の数に算入する。

第12条（決議）

総会の決議は、会則に別段の定めがある場合を除き、出席した普通会员及び準会員の過半数をもって行う。

第3節 幹事会

第13条（構成）

幹事会は、幹事全員によって構成される。

第14条（機能）

幹事会は会則で定める事項及び会長が必要と認めた事項について決議する。

第15条（招集）

幹事会は毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

- 2 幹事会は、必要がある場合には、いつでも招集することができる。
- 3 幹事会は、会長が招集する。会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序に従い他の理事がこれにあたる。
- 4 次のいずれかの場合、会長は、幹事会を招集しなければならない。
 - (1) 理事会が決議した場合
 - (2) 100名以上の幹事の請求があった場合
 - (3) 300名以上の会員（特別会員を除く。）の請求があった場合
- 5 会長は、幹事会を招集する場合には、次の事項を定めなければならない。
 - (1) 幹事会の日時及び場所
 - (2) 議題
 - (3) 幹事会に出席しない幹事が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
 - (4) 幹事会に出席しない幹事が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- 6 前項の決定は、理事会の決議によらなければならない。

第16条（提案権）

幹事会の6週間前までに、10名以上の幹事又は30名以上の会員（特別会員を除く。）から議題又は議案追加の請求があった場合、会長は、当該議題を幹事会の議題に追加し、当該議案を幹事会の議題に追加しなければならない。

第17条（議決権の行使）

第11条の規定は、幹事会に準用する。この場合において、「普通会員及び／又は／若しくは準会員」とあるのは「幹事」と、「総会」とあるのは「幹事会」と読み替えるものとする。

第18条（決議）

幹事会の決議は、会則に別段の定めがある場合を除き、出席した幹事の過半数をもって行う。

第4節 理事会

第19条（構成）

理事会は、すべての理事で組織する。

第20条（権限）

理事会は本会の業務（以下「会務」という。）の執行を決定し、本会の運営に必要な規則を決定する。

2 理事会は、理事の職務の執行を監督し、役員を選定及び解職を行う。

第21条（招集等）

理事会は、必要がある場合には、いつでも招集することができる。

2 理事会は、会長が招集する。

3 総理事の3分の1以上の請求があった場合、会長は、理事会を招集しなければならない。

4 理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第5節 役員等

第22条（役員）

本会は、会務の円滑をはかるために、次の役員を置き、理事会の決議をもって理事の中から選定する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長、書記及び会計 若干名

第23条（会長）

会長は本会を代表し、理事会の決議に従って会務を執行し、統括する。

第24条（副会長）

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはあらかじめ定められた順序に従って会長に代わって会務を執行し、統括する。

第25条（会計）

会計は本会の会計を掌管する。

第26条（書記）

書記は総会、幹事会及び理事会の議事録を作成し、これを保管する。

第27条（会計監査）

本会は、会計監査を置く。

- 2 会計監査は、本会の会計を監査し、幹事会に報告する。

第28条（任期）

理事及び会計監査の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定例幹事会の終結の時までとする。ただし、理事の任期については、幹事会の決議によって、その任期を短縮することを妨げない。

- 2 他の理事又は会計監査の任期途中で新任された理事又は会計監査の任期は、他の理事又は会計監査の任期に短縮する。

第29条（選任）

理事及び会計監査は、幹事会の決議によって選任し、解任する。

第30条（幹事の職務）

幹事は、本会における各クラスの代表として、総会に代わる機関としての幹事会を組織し、幹事会において議決権を行使し、本会の重要な意思決定に参加する。

第31条（幹事の選任）

幹事は卒業時各クラスより2名ずつ選出され、また会長の任命によりこれを補う

ことができる。

- 2 各期の幹事の中から期代表幹事を2名選出する。

第32条（兼任）

幹事は理事を兼ねることができる。

第3章 財務

第33条（経費）

本会の経費は入会金・年額会費・事業収入その他の収入によりこれを支弁する。

第34条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第35条（予算）

本会の予算は、会長が立案し、理事会及び幹事会の承認を経て総会に報告される。

- 2 予算について緊急止むを得ない場合には、会長は副会長と合議の上、立案・執行することができる。
- 3 前項の場合において、次の幹事会において同意が得られなかった場合には会長の措置は将来に向かってその効力を失う。

第36条（決算）

本会の決算は、会長が作成し、理事会及び幹事会の承認を経て総会に報告される。

第4章 会則改正

第37条（会則改正）

会則は、幹事会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の決議は、出席した幹事の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- 3 会長は、会則の変更を総会に報告する。

第5章 雑則

第38条（連絡先届出）

会員は、住所、電話番号又はメールアドレスに変更が生じた場合には直ちに本会に届け出なければならない。

2 本会が会員に対してする通知は、本会に届け出られた住所又はメールアドレスにあてて発すれば足りる。

3 本会が会員に対してする通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなすことができる。

付則

本会則は昭和 58 年 6 月 12 日より施行する。

付則

本改定会則は平成 28 年 5 月 1 日より施行する。

付則

本改定会則は平成 29 年 5 月 1 日より施行する。

付則

本改定会則は令和 6 年 4 月 27 日より施行する。

現行会則

辛夷会（東京学芸大学附属高等学校同窓会）会則

第1章 総則

第1条 （名称）

本会は辛夷会と称する。

第2条 （目的）

本会は会員相互の好誼を篤くし親睦をはかることを目的とする。

第3条 （本部）

本会の本部は東京学芸大学附属高等学校（以下「本校」）内に置く。

第4条 （事業）

本会は次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流と親睦を図る事業
- (2) 名簿の発行
- (3) 会報の発行
- (4) その他 本会の目的に沿う事業

第5条 （会員）

本会は次の会員より成る。

- (1) 普通会員 本校卒業生
- (2) 特別会員 本校現旧教職員
- (3) 準会員 その他本会に入会を希望する者で理事会の承認を受けたもの。

第2章 組織

第1節 構成

第6条 （機関）

本会は会の目的達成のために次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 幹事会

(3) 理事会

第7条 (役員)

本会は会務の円滑をはかるために次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 書記 2名
- (3) 副会長 若干名
- (4) 会計監査 若干名
- (5) 会計 2名
- (6) 理事 若干名

第2節 総会

第8条 (構成)

総会は会員全員によって構成される。

第9条 (機能)

総会は本会の最高議決機関である。

第10条 (召集)

総会は次の場合、会長がこれを招集する。

- (1) 定例 年1回
- (2) 理事会が 開催を議決した場合
- (3) 全幹事の1/3以上の要求があった場合

第3節 幹事会

第11条 (構成)

幹事会は別条の定めるところにより、選任された同窓会幹事によって構成される。

第12条 (機能)

幹事会は会則で定める事項その他会長が重要と認めた案件について審議する。

第13条 (召集)

幹事会は次の場合会長がこれを招集する。

- (1) 理事会が開催を議決した場合
- (2) 会長が必要と認めた場合

- (3) 全幹事の1 / 5以上の要求があった場合
- (4) 全会員の1 / 15以上の要求があった場合

第4節 理事会

第14条 (構成)

理事会は会長・副会長・会計・書記ならびに別条の定めるところにより選任された同窓会理事によって構成される。

第15条 (機能)

理事会は会長の執行を補佐するとともに、本会の運営に必要な細則を決定する。

第16条 (召集)

理事会は次の場合会長がこれを招集する。

- (1) 会長が必要と認めた場合
- (2) 全理事の1 / 3以上の要求があった場合

第5節 役員

第17条 (会長)

会長は本会を代表し、理事会で決定された意志に従って会務を執行かつ統括する。

第18条 (副会長)

副会長は会長を補佐し、あらかじめ定められた順序に従って会長に代わって会務をとることにする。

第19条 (会計)

会計は本会の会計を掌管する。

第20条 (書記)

書記は総会・幹事会・理事会の議事録を作成し、これを保管する。

第21条 (会計監査)

会計監査は本会の会計を監査し、幹事会に報告する。

第22条 (理事)

理事は理事会を組織し、本会の運営にあたる。

第6節 役員の任期・選出・罷免・辞任および兼任

第23条（任期）

役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。二十五条または二十六条の規定により役員に欠員が生じた場合には、二十四条の規定によりこれを補い、その任期は前任者の残期とする。また任期終了するも後任者が決定するまで、前任者はひきつづきその職務を行う。

第24条（任命）

役員任命は次の通りとする。

- (1) 会長・会計監査は理事会で指名し幹事会の承認をうける。但し会長はその後の総会において就任につき報告するとともに会務の運営についての自分の考えを述べなければならない。
- (2) 副会長・会計・書記・理事は会長が任命する。

第25条（罷免）

会長は不正行為その他役員としてふさわしくない行動をした役員について幹事会及び理事会の議決に基づいて罷免することができる。

第26条（辞任）

役員は辞任は会長に申し出て その同意を得なければならない。また後任者が決定するまで ひきつづきその職務を行う。但し会長ならびに会計監査の辞任は幹事会の承認を必要とする。

第27条（兼任）

役員間の兼任は会計監査を除きこれを妨げない。

第28条（職務）

幹事は同窓会における各クラスの代表として権限を行使し 義務を履行するとともに 総会に代わる機関としての幹事会を組織し 会の重要な意思決定に参加する。

第29条（選出）

- 1 幹事は卒業時各クラスより男女1名ずつ選出され、また会長の任命によりこれを補うことができる。
- 2 各期の幹事の中から期代表幹事を2名選出する。

第30条（兼任）

幹事は理事を兼ねることができる。

第3章 財務

第31条（経費）

本会の経費は入会金・年額会費・事業収入その他の収入によりこれを支弁する。

第32条（会計年度）

本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

第33条（予算）

- 1 本会の予算は 会長が理事会の意見にもとづき立案し 幹事会の承認を経て総会に報告される。
- 2 予算について緊急止むを得ない場合には、会長は副会長と合議のうえ 立案・執行することができる。
- 3 前項の場合において 次の幹事会において同意が得られなかった場合には会長の措置は将来に向かってその効力を失う。

第34条（決算）

本会の決算は 会長が作成し 幹事会の承認を経て総会に報告される。

第4章 会則改正

第35条（会則改正）

会則改正案は全会員の 1/15 以上の要求または会長の発議により 理事会の議決を経て幹事会の承認により成立する。但し会則の権利・義務に著しく関係があると理事会で判断したときは 会長は総会で制定の趣旨を説明しなければならない。

第5章 補足

第36条（議決）

本会の議事はすべて出席者の過半数の賛同をもって可決される。可否同数の場合は議長がこれを決する。

第37条（細則）

本会の運営に関し必要な細則は理事会においてこれを定める。

第38条（附則）

（付則として末尾に移動）

第39条（住所届出）

- 1 会員の住所に変更が生じた場合には直ちに同窓会に書面で届け出なければならない。
- 2 本会から会員への意思表示は前項の届け出た住所にするものとし 届け出を怠った為に意思表示が到達しなかった場合には 会長は通常なら到達すべきときに到達したものとみなすことができる。

第40条（権利消滅）

会員が住所の変更の届け出を怠ったため 本会から会員への連絡がとれない場合は会長は諸般の事情を考慮し理事会・幹事会の同意を得たうえでその会員が本会に対して有する一切の権利を放棄したものとみなすことができる。

付則

本会則は昭和58年6月12日より施行する。

付則

本改定会則は平成28年5月1日より施行する。

付則

本改定会則は平成29年5月1日より施行する。

辛夷会（東京学芸大学附属高校同窓会）2023 年度活動報告

2023 年度は、新型コロナウイルスの状況改善を踏まえて、各種活動の再開に努めた。

1. 幹事会・理事会

幹事会は、会場である高校会議室への出席を求めるとともにオンラインでの参加も可能とする「ハイブリッド形式」で4月15日に開催し、改選となる会長、会計監査の選任、決算・予算案に関する審議を行った。当日参加ができない幹事にも案件への承認可否を投票してもらえるように、事前にインターネットを活用して議案閲覧期間を設け、投票フォームによる事前投票を実施した。

月例での理事会は8月を除く毎月、オンラインも活用したハイブリッド形式で開催した。

2. 総会

7月2日（日）にサンケイプラザホールにて268人の参加で開催。会場とオンラインのハイブリッド開催とし、海外を含む遠方の方にもご参加いただいた。

総会の部では、会務報告、会計報告、役員紹介、67期新会員代表挨拶、トイレ洋式化プロジェクト状況説明などが行われ、懇親パーティーの部では、大野校長のご挨拶、坂井副校長のご発声の乾杯のあと、歓談と並行しオンラインも含めて国内外の各地に広がる辛夷会ネットワークを紹介。最後に恒例の校歌を全員で歌って、閉会となった。

運営面では、事前登録と会費の事前受付を徹底し、会費の支払方法として銀行振込に加えてクレジットカード決済を導入した。

3. 辛夷祭“ふれあいの部屋”

9月9日（土）、10日（日）に辛夷祭が開催され、4年ぶりに一般客も参加可能な辛夷祭となったことから、辛夷会も「ふれあいの部屋」として参加した。

3階の教室を借りて

○「この人も同窓生！」のパネル展示 ○講演会・ミニトーク

○附属高校関連グッズの販売 ○顔出しパネルの設置

などを行い、同窓生、現役附高生をはじめ、ご家族・ご友人や学校見学など多くの方で賑わった。

4. 会報誌“泰山木”

泰山木 No40「この人も同窓生！第6弾」を11月末に発送した。前年度に引き続き、同窓会誌の製作費に充当するための賛助金を募集するとともに、海外在住の同窓生も含めて住所を把握している同窓生（会報誌の電子化により紙媒体での会報誌の送付を省略することについての意向確認で「今後郵送は不要」と回答のあった卒業生を除く）へ発送し、在校生と教職員には高校で配布した。

5. ホームページの充実

ホームページのリニューアルが完了し、セキュリティーの向上とコンテンツの充実を図るとともに、カートからクレジットカード決済、銀行振込、コンビニ決済、Paypal 決済で会費納入が可能となった。

6. Facebook「辛夷会公式グループ」の開設

2022年1月に開設した辛夷会の公式プライベートグループは、海外からの参加も含め3600人を超える多くの同窓生の参加を得ている。いろいろな投稿によって情報交換が行われており、今後も同窓生を結ぶツールとして有効に機能することが期待される。

7. 寄付金プロジェクト

高校のトイレの洋式化のため、26台の便器の洋式化の見積額1,600万円を目標に募金を開始したところ、541名の同窓生から目標額を上回る19,497,641円（クレジットカード手数料差引前）のご寄付をお寄せいただき、工事が進められた。

昨年の8月末に第1期設備工事（校舎北側トイレ11基の洋式化）、北側と南側の建築工事（ドアを内開きから外開きに変更）、電気工事を完了した。残る第2期設備工事（校舎南側トイレ9基、プールのトイレ3基）については、この春休み中の施工を予定していたが、工事の発注主体となる学芸大学施設課の都合により、今年度夏休みの施工に延期することとなった。

以上

辛夷会（東京学芸大学附属高校同窓会）2024 年度活動計画

2024 年度は、新型コロナウイルス感染拡大前の状況に社会が戻りつつあることを踏まえ、各種活動を推進することとしたい。

1. 幹事会・理事会

幹事会は、会場である高校会議室への出席を求めるとともにオンラインでの参加も可能とする「ハイブリッド形式」で4月27日に開催し、決算・予算案に関する承認、会長の辞任と新会長の選任、会則改正案の審議などを行う予定。なお、当日参加ができない幹事にも審議案件への承認可否を投票してもらえるように、昨年と同様に事前にインターネットを活用して議案閲覧期間を設け、投票フォームによる事前投票を実施する。

月例での理事会は8月を除く毎月の開催を予定し、リモート会議も活用する。

2. 総会

7月7日（日）にサンケイプラザホールで総会・懇親パーティーを開催予定。事前の参加登録と会費納付を原則とし、オンラインでのクレジットカード等による決済を用いた会費納付を可能とする予定。

3. 辛夷祭“ふれあいの部屋”

今年度の辛夷祭は昨年同様、一般来場者の参加も可能となることが想定されることから、辛夷会としても従来通り“ふれあいの部屋”として参加することを念頭に準備を進める。

4. 会報誌“泰山木”

例年通り11月末の発送を予定。昨年度に引き続き、同窓会誌の製作費に充当するための賛助金を募集する。海外在住の同窓生も含めて住所を把握している同窓生へ発送し、在校生と教職員には高校で配布の予定。なお、紙媒体での会報誌の送付を不要との回答があった同窓生には、引き続き送付を省略とする予定。

5. ホームページの充実

昨年リニューアルしたホームページを、会員への情報提供、会員相互のコミュニケーションツールとして、また会費等納入のツールとして活用するとともに、セキュリティ向上対策を進める。

6. Facebook「辛夷会公式グループ」の活用

2022年1月に開設した辛夷会の公式プライベートグループを活用して、同窓生のつながりを深める活動を推進する。Facebookへの投稿を通じて、同一地域に居住する同窓生の会合開催の声掛けなど、辛夷会としてのサポートを強化する。

7. 会費関連

会費納入方法については、会報誌に同封のコンビニ収納用紙を用いた決済を停止して、ホームページのカートからのクレジットカード決済、銀行振込、コンビニ決済、Paypal決済によるものとし（これによって会報誌発送の際の経費削減が期待できる。）口座振替による会費納入は継続する。納入方法の変更に伴い会費納入への呼びかけを強化する。

8. 会員ネットワーク

1) REUNION、20歳の集い

REUNIONの開催準備、及び、20歳の集いの支援を行う。

2) その他

各種ネットワークの集まりのリモート開催をサポートし、推進する。

9. 活動支援費

1) 再開した会員活動支援費制度の活用を呼び掛けるとともに、リモート開催についてZoom辛夷会アカウントの活用を呼び掛ける。

2) 母校部活活動支援費については、高校の部活動の状況を踏まえ有効な支援を実施する。

10. 寄付金プロジェクト

目標額を達成し、一部工事が完了した「トイレ洋式化」の寄付について、引き続き工事の進捗を見守るとともに、寄付金の残余が出た場合の有効な活用について、大学、高校と協議を推進する。また、新たな寄付プロジェクトの必要性について検討を進める。

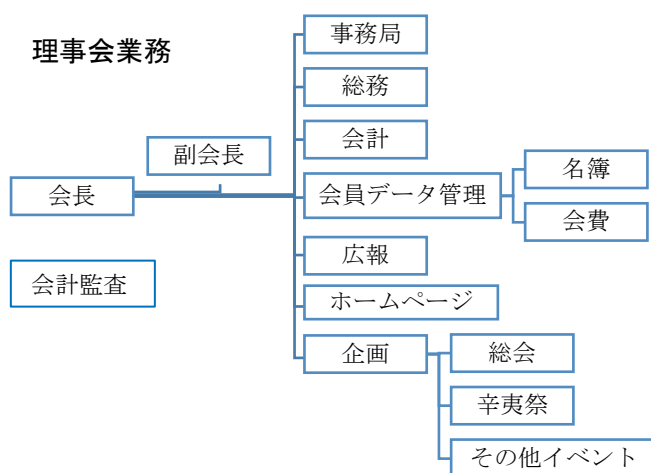
以上

辛夷会組織・活動のご案内

2024. 4

辛夷会組織

同窓生人数	約2万3千人
うちメルアド登録数	約7千人
連絡先把握者（郵送数－戻り）	約1万6千人
会費納入者	約2千3百人



関連組織 辛夷会事務センター

2024 年度役員 担当と氏名（予定）

会長	武田 佐知子(11) (※幹事会で交代が承認された場合→川合 眞紀(14))
副会長	室城 信之(20・総務) 小野 裕通(25・HP)
書記	藤本 聡(23・総務、企画、HP) 山本 仁(28)
会計	阿部 淑子(10) 古関 幸史(20・HP)
理事	衛藤 隆(12・総務) 杉山 啓子(12・総務、企画) 川合 眞紀(14) 中瀬 康彦(20・広報、会員データ、HP) 古屋 郁子(20・広報、企画) 高木 真人(21・企画) 天野 正規(25・会員データ) 小林 哲子(29) 辻 拓一郎(41) 中川 瑛(53・会計、広報、企画)
会計監査	楠本 維大(33)
事務委託	森下 正美(13・後援会泰山会事務)

サポーター 20 数名

辛夷会の活動

- 総会・懇親パーティー 2024年は、7月7日(日) 大手町 サンケイプラザホールにて開催
予定
68 期は全員無料でご招待
新旧教職員の方々もご招待

- 会報「泰山木」 年1回(年末)発行 (2023年にはNo.40を発行)

- 名簿の発行(予約した希望者のみ) 2018年11月末にCD版発行

- ホームページ <https://www.taizanboku.gr.jp>
会員のみが見られる情報が大部分であり、ID/パスワードが必要です。
 - ・メールアドレスを登録しておく、辛夷会からの連絡がすばやく届きます。
 - ・事務局からのお知らせや、部活やネットワークの活動報告を見られます。
 - ・会員検索もできます。名前の一部(カタカナでも可)、期・クラス・部活などのキーワードで検索すると、該当者の期・クラス・名前が表示されます。
(検索結果で表示された方がメールアドレスを登録していれば、メール送信と表示され、アドレス自体は表示されませんが、辛夷会が仲介する形で、その画面からその方宛てにメールを送ることができます。
メールを受けた方には送信者のアドレスが届きますので、相手から返事があれば、その後は直接のやり取りが可能となります。)
 - ・自分の会費納入状況がわかります。(ただし反映されるまでのタイムラグがあります)
 - ・年会費、イベント会費などを納入できます。(クレジットカード、コンビニ、銀行、paypal 等の支払い方法)

- フェイスブック公式グループ
22年1月に辛夷会の公式グループが発足しました。すでに3500人以上が参加下さっています。
フェイスブックにアカウントをお持ちの方は「辛夷会」で検索し、メンバーリクエストをして下さい。
管理者が確認した後にご参加いただけるようになります。

- 辛夷祭 2010年度より辛夷祭に参加し、「同窓会ふれあいの部屋」を開催、年毎にテーマを決めて展示やトークイベントをおこなってきました。
同窓生、来場者の休憩所として無料茶菓の接待(今後は要検討)もありました。
会場で人気のオリジナルグッズは売上金を全額高校へ寄付し、別に高校の辛夷祭委員会に毎年10万円を寄付しています。

- 同期会・クラス会及びOBOG会開催への支援
10名以上の集まりには会員活動支援費を支給します。

辛夷会HPの
QRコード



(事前の申請が必要・同一グループは年1回まで)

○附高クラブ活動への支援

毎年、競技会などで優秀な実績をおさめたクラブに支援金を贈呈しています。

○同窓生の交流を深める各種イベントの開催

2017 年度から、医療・メディア・法曹・公務員等の分野で仕事をする先輩達と、新社会人や大学生との交流会や、OBを講師に招いてのミニ講演会を開催しました。

サポーター制度について

辛夷会では、同窓会活動を支えてくださる方を募集しています。 サポーター制度は、同窓会活動について、「できるところで できることをする」という形で参加していただくものです。

是非、同窓生の交流をご自身のライフスタイルに合わせてサポートしてみませんか。

年代の違う同窓生との交流を体験していただけます。

理事のように定例委員会に出席する必要はなく、(辛夷祭準備のみ5~6回ありますが)各担当に特化したり、個別のイベントのみお手伝いいただいたり、いろいろな参加方法があります。

たとえば

- ・特技がある 特にデザイン関係者、テクノロジーに強い方を探しています。

「デザインが得意」 会報誌や広報物のデザイン、ホームページのデザイン

など

「テクノロジーに強い」 会員データの管理、ウェブサイト構築、

Zoomを使ったオンラインイベントの運営 など

- ・住居が附高に近い 附高への行き来が楽な方

- ・顔が広い クラスメート、同期生、部活仲間等の動員

- ・読み書きが好き 文書作成・推敲、会報誌の編集、広報宣伝

- ・力仕事なら自信がある 各種イベント時のお手伝い

- ・イベント企画が好き 各種企画

- ・緻密な作業に向いている 名簿管理や会計管理

- ・自宅作業なら手伝える データ照合、文章校正、各種手配

などなど

業務一覧は [\(募集用\)辛夷会サポーター依頼業務一覧.xlsx](#)

あなたはどれに当てはまりますか？

なくてもかまいません。附高のために役立ちたいというお気持ちがあれば。

現在、広報、システム・HP担当が人手不足ですが、在宅でおこなっていただける仕事も

いろいろあります。これらの中のどういう種類の仕事をご希望でしょうか。

やってみたいこと、やれそうなこと をお知らせください。

辛夷会総務担当 soumu-g@taizanboku.gr.jp

会員活動支援費について

クラス会、同期会、OBOG会、地域や職場の集いなど、同窓生のネットワークの活動に対し、辛夷会として支援を行うものです。ただし年度予算の範囲内。(23年度は60万円)

2016年度に試行を開始。約20団体800人。

2017年度から正式事業。約26団体1000人。

2018年度 約33団体1300人

2019年度 約26団体850人 (途中で感染防止の自粛開始のため減少)

2022年度 約12団体800人

2023年度 約27団体800人

条件として

*同窓生10名以上の集まり。ただし辛夷会総会・懇親パーティー会場での集まりは対象外。

*同一団体には年1回まで。

*支援金は、同窓生の参加者10名以上で1万円、30名以上で3万円。

※別枠で今年度より、100名以上集まる「二十歳の祝い(旧成人式)」に対して10万円。

*開催1週間以上前に辛夷会に支援費の申請を行うこと。(メールで可)

*開催後1カ月以内に辛夷会に報告を行うこと。

- ・HPに掲載する原稿(600字程度で開催状況を紹介)
- ・参加者の名簿(期・組・氏名・メールアドレス)と人数が確認できる集合写真
- ・支援費の振込先口座

報告書、写真はHPおよび会報誌「泰山木」に掲載します。

同窓会活動活性化が目的なので、幹事は参加者に下記のことがらを促してください。

- ・同窓会費の納入 口座振替制度はじめHPのECカート案内
- ・同窓会事業への積極的参加 サポーター制度紹介
- ・同窓会HPの周知と会員情報・メールアドレス登録奨励

担当：辛夷会総務 soumu-g@taizanboku.gr.jp